

# 神戸市立道場小学校いじめ防止対策基本方針

道場小学校は、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめの問題に取り組むよう「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的活効果的に推進するため、基本的な方針（以下「道場小学校基本方針」という）を策定する。

2014（平成26年）3月 作成  
2015（平成27年）4月 改定  
2016（平成28年）4月 改定  
2017（平成29年）4月 改定  
2018（平成30年）7月 改定  
2020（令和2年）5月 改定

## 1. いじめの防止等のための対策の基本的な姿勢

本校は、道場小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめの問題の根本的な解決に向けて取組を進める。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、

**神戸市いじめ 指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」**

を核とした指導を行う。

## 2. いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する児童等に対して、本校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童などが心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 H25）

## 3. いじめの基本認識

- ① いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 4. いじめ防止などのために学校が実施すべき施策

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 学校におけるいじめの防止策等の対策のための組織
- (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置
  - ① いじめの防止
  - ② 早期発見
  - ③ いじめに対する措置

### ○全ての教職員でいじめの問題に取り組む

- ・ 日常の学校生活の中で積極的な言葉かけを行うなど、直接的な触れ合いを大切にし、児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係作りに努める。
- ・ 分かる授業、一人一人の児童が活躍できる活動・行事等を通じて、児童の自己有用感を高める。  
（道場スタンダードの活用）

- ・児童、教職員の人権意識を高める。（人権文集の取組）
- ・いじめの兆候を見逃さないよう広く情報を収集し、教職員相互が積極的に児童の情報を交換し、情報の共有化に努める。（終礼での生徒指導情報交換）
- ・児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応する。（児童アンケートや日記等の活用）（いじめの気づきのためのチェックリストの活用）
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢をさまざまな場面で児童に伝える。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることも理解させる。
- ・保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にし、学校全体でいじめの防止と早期発見に努める。（保護者アンケートなど）

## 5. いじめ防止基本方針

### ○年間計画

取組	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止	学級づくり						人間関係づくり					
			学校評議員会						人権週間		人権文集 学校評議員会	情報モラル教室
早期発見			児童アンケート	教育相談				児童アンケート	教育相談			
早期対応	職員会 (基本方針提案)	職員研修 (児童理解)		職員研修 取組評価	職員研修 (児童理解)				職員研修 取組評価			取組評価 新年度計画

### (1) 未然防止

- ① 子供や学級の様子を知る
  - 実態把握 … 指導計画を立てるため、実態を正確に把握する
- ② 互いに認め合い、支えあい、助け合う仲間作り
  - 「自尊感情」を感じられる「心の居場所」作り
  - 子供たちのまなざしと信頼 … 子供たちの良きモデルとなり、信頼されること
  - 心の通い合う教職員の協力協働体制 … 校内組織の有効機能・子供と向き合う時間確保
  - 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事
    - … 違いを認め合う仲間作り・教職員の温かい声かけ → 自己肯定感の高揚
  - 子供たちの主体的な参加による活動 … わくわくタイム、お知らせ集会など
    - 「いじめのない明るい学校づくり宣言」
- ③ 命や人権を尊重し豊かな心を育てる
  - 人権教育の充実
    - 「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」
    - 生命尊重の精神や人権感覚を育む ※人権作文集の取組
  - 規範意識を身につけ、自浄力のある児童集団の育成
    - いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる
  - 豊かな体験を通じた心の教育と温かい集団づくり
    - 野鳥観察・ふれあい交流・みそづくり・自然学校など
  - コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実
    - 他者の痛みや感情を共感的に受容するための創造力や感受性を身につける
- ④ 保護者や地域の方への働きかけ
  - 授業参観・学校公開デー 学校評議員会 HP 学校便り 学級通信

## (2) 早期発見

### ① 早期発見のための手立て

#### ○児童理解

- ・ 子供がいるところには、教職員がいる 「なんかちがう」を見逃さない
- ・ 集団として”健康”かどうかを見極める
- ・ アンケートの活用、教育相談、スクールカウンセラー・養護教諭との連携

### ② 相談しやすい環境作り

#### ○本人からの訴え

- ・ 心身の安全を保障する
- ・ 事実関係や気持ちを傾聴する

#### ○周りの子供からの訴え

- ・ 他の子供たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める
- ・ 勇気ある行動をたたえ、情報の発信元は絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える

#### ○保護者からの訴え

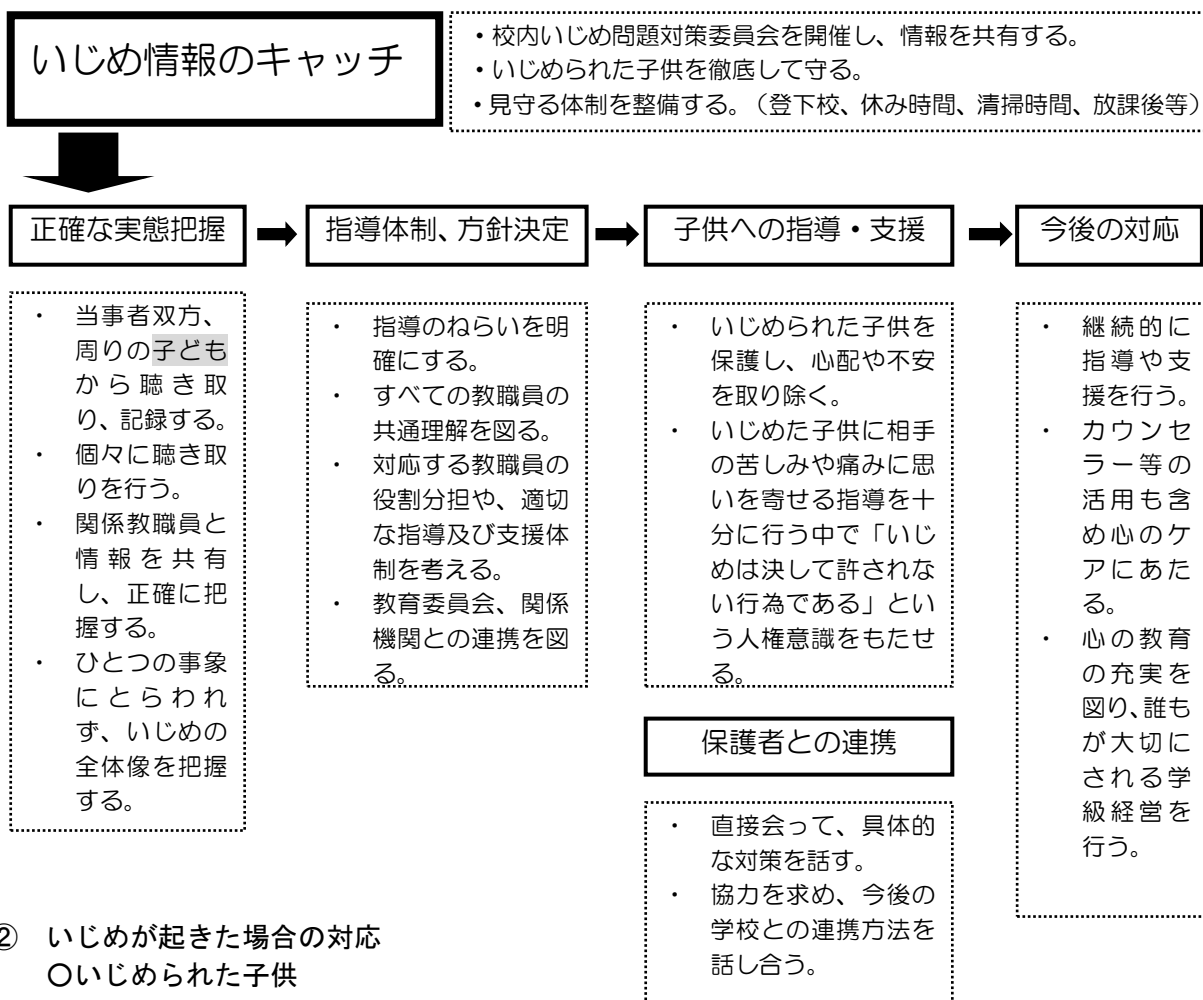
- ・ 日頃からの信頼関係を築く
- ・ 子供の良いところを中心に様子を連絡する
- ・ 保護者の気持ちを十分に理解して接する

### ③ 地域の協力を得るために

- 見守り活動など、継続的に子供たちに関わってくださる方を中心に ※NKD サポーターの人材活用

## (3) 早期対応

### ① いじめ対応の基本的な流れ



### ② いじめが起きた場合の対応

#### ○いじめられた子供

#### <子供に対して>

- 共感することで安定を図る、「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える
- 必ず解決できる希望がもてることを伝える
- 自尊感情を高める配慮

#### <保護者に対して>

面談し、事実関係を伝える

指導方針を伝え、対応について協議、保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める  
継続して家庭と連携し、子供をいじめから守っていくことを伝える

#### ○いじめた子供

#### <子供に対して>

気持ちや状況を十分に聴き、背景にも目を向けて指導

孤立感・疎外感を与えないようにするなどの配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導で「人と  
して許されないこと」「いじめられる側の気持ち」を認識させる

#### <保護者に対して>

正確な事実関係を説明し、いじめられた子供や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、解決を図ろう  
とする思いを伝える

「いじめは決して許されない行為」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを考えてもらい家  
庭での指導を依頼

解決に向けて、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする

#### ○周りの子ども達

学級、学年全体の問題として考え、「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、学校  
全体に示す

はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる

いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導、「第三者なし」の原則

#### ○継続した指導

一定の解決を見た場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続的に行う

いじめられた子供に肯定的に関わり、自信を取り戻させる

双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアに当たる

事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、  
いじめのない学級づくり・学校づくりへの取組を強化

## 6. いじめ対策の組織

- |  |                    |
|--|--------------------|
| ○スクールカウンセラー                                      | 被害・加害の児童・保護者の心のケア  |
| ○スクールソーシャルワーカー                                   |                    |
| ○有馬警察署   | 暴行・傷害など、刑法に抵触するとき  |
| ○北部少年サポートセンター                                    | 〃                  |
| ○北区役所こども家庭支援室                                    | 当該児童の家庭環境等に問題があるとき |
| ○神戸市こども家庭センター                                    | 〃                  |
| ○こうべっ子悩み相談「いじめ（ネットいじめ）・体罰・こども安全ホットライン」（24時間電話相談） |                    |
| ○校医等医療機関   | 当該児童の心身などに影響があるとき  |
| ○学校評議員会  |                    |
| ○地域…NKDサポーター・自治会・青少協・児童委員など                      |                    |
- を効果的に活用し「いじめ対応チーム」を組織する。

### (1) いじめ対応チームの設置

○対応チームは、校長・教頭・生徒指導係・総務・各担任・児童支援及び養護教諭をメンバーとする。

○メンバーは実態に応じて柔軟に対応

### (2) 各機関との連携

・各機関との連携、まずは「相談」から「連携は『人と人とのつながり』」

#### ○日々の連携

ネットワークの構築、生徒指導体制の整備などを目的

目的を明確にした上で打ち合わせを十分に行い、役割分担を明確に

#### ○緊急時の連携

保護者の理解を求めつつ、ためらわず教育委員会などに相談

もっともふさわしい専門性を持つ機関などとの連携

## 7. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめ

- メディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童・保護者・地域への啓発に努める（サポートセンター等による情報モラル教室など）
- 携帯やパソコンなどの使用に関するマナーや家庭でのルール作りについて、保護者に啓発及び協力を依頼する
- 認知した場合、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する

## 8. その他

- 道場小学校は、校内いじめ問題対策委員会によって適宜「道場小学校基本方針」を見直し、必要があると認められるときは改定を行う。